

(公財) 科学技術交流財団
メッセナゴヤ2017展示ブース設営及び撤去業務仕様書

1 業務の目的

本業務仕様書は、今秋に開催される「メッセナゴヤ2017」において、公益財団法人科学技術交流財団（以下「財団」という。）が実施している重点研究プロジェクト等の研究開発成果を来場者に効果的に発信する趣旨で出展する展示ブースについて、その設計・製作、設営並びに撤去に関して必要な事項を定める。業務実施者は、本業務仕様書に従い適切に業務を実施しなければならない。

2 展示ブースの設計コンセプト

- ・ 展示は科学技術の専門的なものが中心であるが、一般の方や製造業以外の企業の方であっても、気軽に展示ブース立ち寄って、モノづくりへの興味・関心を深めていただけるように、垣根の低い、にぎわいの雰囲気醸し出すデザイン、色彩、照明等を工夫すること
- ・ 展示内容への興味・関心が深い企業や研究者に対しては、充実した説明や意見交換が確保できる動線計画等とすること

3 出展期間等

- ・ イベント名：メッセナゴヤ2017
- ・ 期間：平成29年11月8日（水）～11日（土）
- ・ 場所：ポートメッセなごや（名古屋国際展示場：名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地）
- ・ 小間数 6小間（間口9m×奥6m×壁高2.7m）
- ・ 位置 別図のとおり

4 業務内容

(1) ブースの設計・製作、設営

以下の条件を満たすものとする。

- ・ メッセナゴヤ実行委員会事務局が定める出展規定の基準を満たすこと。
- ・ 財団が実施している「知の拠点あいち重点研究プロジェクト（Ⅱ期）」「知の拠点あいち重点研究プロジェクト（Ⅰ期）研究成果活用・実用化推進業務」、「企業連携技術開発支援事業」、「スーパークラスター推進事業」、「あいちシンクロトロン光センター」の内容を十分理解したうえで、出展の趣旨に見合ったデザイン、色彩、照明等であること。
- ・ 次のものが設置されること。

ア 知の拠点あいち重点研究プロジェクト（Ⅱ期）

- ① 展示台（各パネル前にd450×h750（腰ストック扉付・天板経師仕上げ））
- ② A1版パネル（縦置き）を26枚（プロジェクトR：9枚、プロジェクトE：8枚、プロジェクトM：9枚）及び液晶ディスプレイ（24インチを1台、40インチを1台）とそれらを設置するスペース

イ 知の拠点あいち重点研究プロジェクト（Ⅰ期）フォローアップ業務

- ① 展示台（各パネル前にd450×h750（腰ストック扉付・天板経師仕上げ））

- ② A1版パネル（縦置き）を6枚及び液晶ディスプレイ（24インチを1台）とそれらを設置するスペース

ウ 企業連携技術開発支援事業

- ① 展示台（各パネル前にd450×h750(腰ストック扉付・天板経師仕上げ)）
- ② A1版パネル（縦置き）を3枚とそれらを設置するスペース

エ スーパークラスタープログラム

- ① 展示台（各パネル前にd450×h750(腰ストック扉付・天板経師仕上げ)）
- ② A1版パネル（縦置き）を1枚とそれらを設置するスペース

オ シンクロトロン光センター紹介

- ① 展示台（各パネル前にd450×h750(腰ストック扉付・天板経師仕上げ)）
- ② A1版パネル（縦置き）を1枚及び液晶ディスプレイ（24インチを1台）とそれらを設置するスペース

カ 共通

- ① スtockヤード
(予備パンフレット、配布品及び担当者荷物置き用。)
- ② 展示に際して必要な照明器具
- ③ 展示に際して必要な電気の配線

キ 留意事項

- ① 本ブースで利用するA1版パネル（縦置き）は原則としてアクリル製のLEDパネルを利用すること。なお、パネルのうち、26枚（プロジェクトR：9枚、プロジェクトE：8枚、プロジェクトM：9枚）については壁面の表具出力による方法を提案することも可とするが、その実施については財団担当者と協議の上、決定するものとする。
- ②本業務にパネルの作成は含まないが、必要となるパネル及び液晶ディスプレイのリース及び設置を含む。
- ③本業務には、展示品の運搬・設置は含まない。

(3) ブースへの集客について

来場された方が、ブースに興味をもって訪れるような方法について提案すること。

(4) ブース設営にあたっての書類作成について

ブース設営に際して必要な、搬入・搬出、電気、ガス、水道、レンタル備品等の手続きを、財団担当者の指示のもとで行うこと。

(5) 撤去について

閉幕後は、財団担当者の指示により、速やかにブースの撤去を行うこと。

3 実施における留意事項

- (1) 状況把握及び情報収集にあたっては、事前に財団担当者と十分協議し、打ち合わせのもと業務を実施するものとする。

- (2) 業務実施において、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (3) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (4) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は財団担当者及び受託者で協議の上、決定するものとする。

第3展示館

